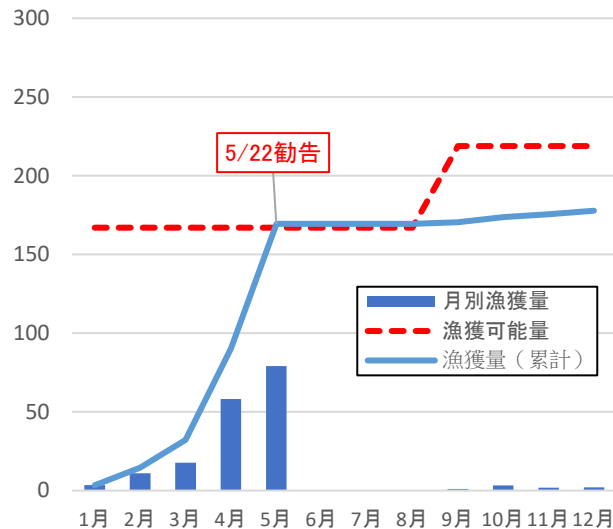


かつお・まぐろ漁業における
くろまぐろ(大型魚)の管理状況について

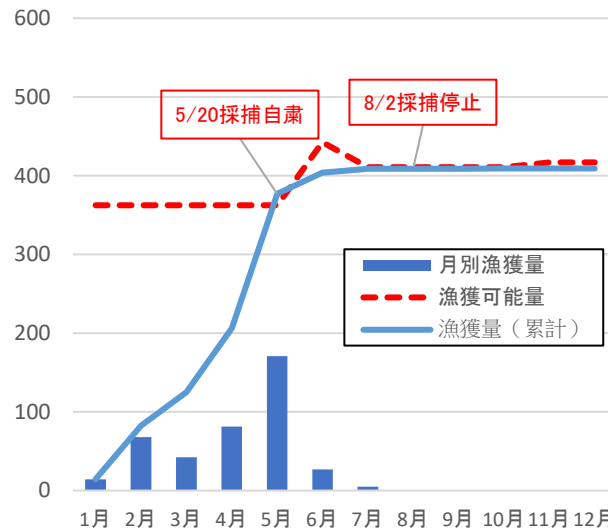
1-1. 令和3（2021）管理年度における管理の手法について

- 漁獲量の総量による管理の下では、先取り競争の弊害により、WCPFCでの資源評価に用いるデータの精度に対しWCPFCから疑義が呈されていた。
- 漁業法では、漁獲量の管理はIQ管理が基本とされていること及び新たな資源管理の推進に向けたロードマップでは令和5年度までにかつお・まぐろ漁業を含む大臣許可漁業でIQ管理を導入することが予定されていたことに加え、令和2年10月30日の水産政策審議会において、資源評価に用いる漁獲データの安定的な収集の実現にはIQ管理が有効であるとの提案があり、かつお・まぐろ漁業に対し速やかにIQ管理を導入する方向で検討を始めた。
- IQ管理の導入がスムーズに進むよう、資源管理基本方針において、「漁獲割当てによる管理に向けて、漁業者自身による自主的な取組として、試験的に船舶ごとに漁獲量を割り当てる手法を組み合わせた管理を行うものとする」と定め、令和3管理年度は試験的IQを実施。
- ただし、法令上令和3管理年度のかつお・まぐろ漁業は、漁獲量の総量による管理である。

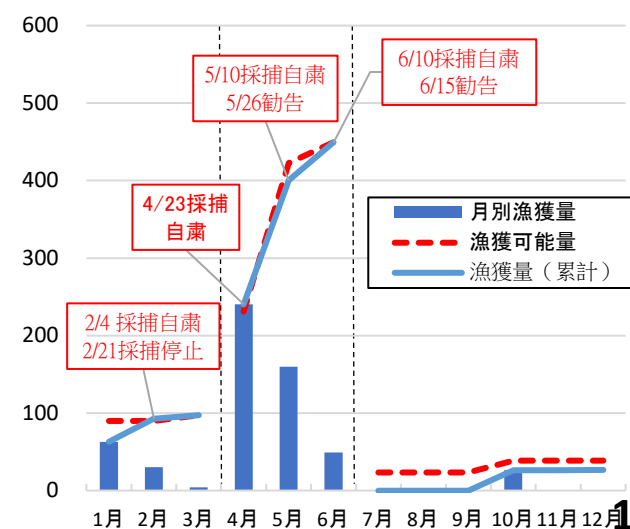
平成30(2018)年



令和元(2019)年



令和2(2020)年

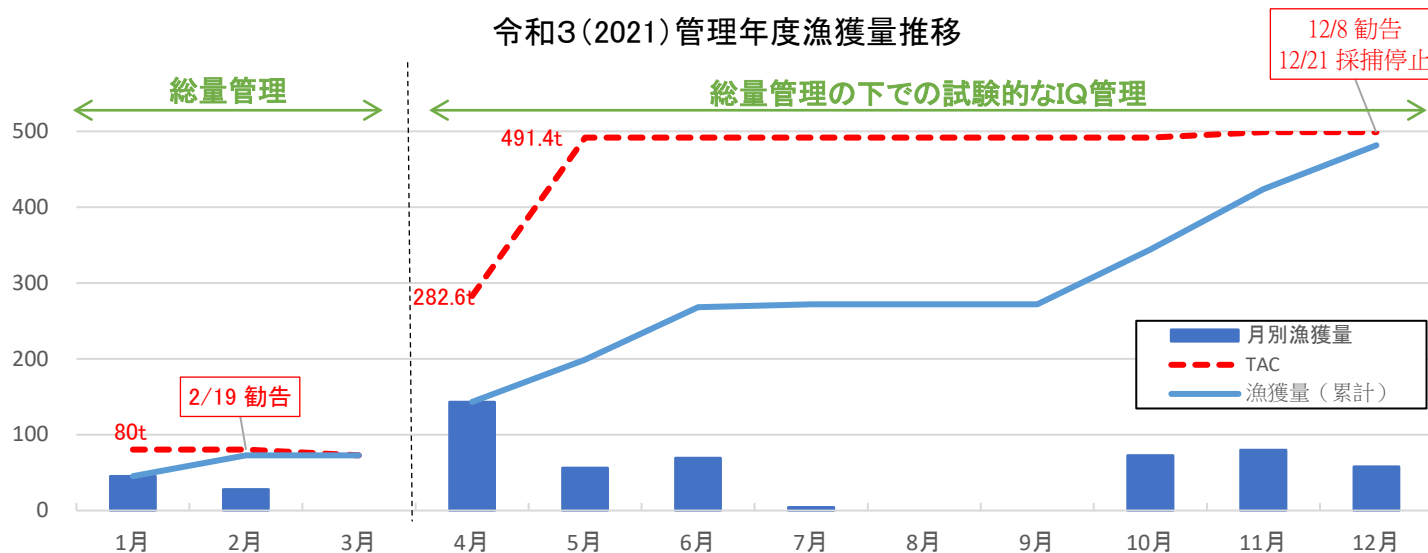


1-2. 令和3（2021）管理年度の漁獲実績

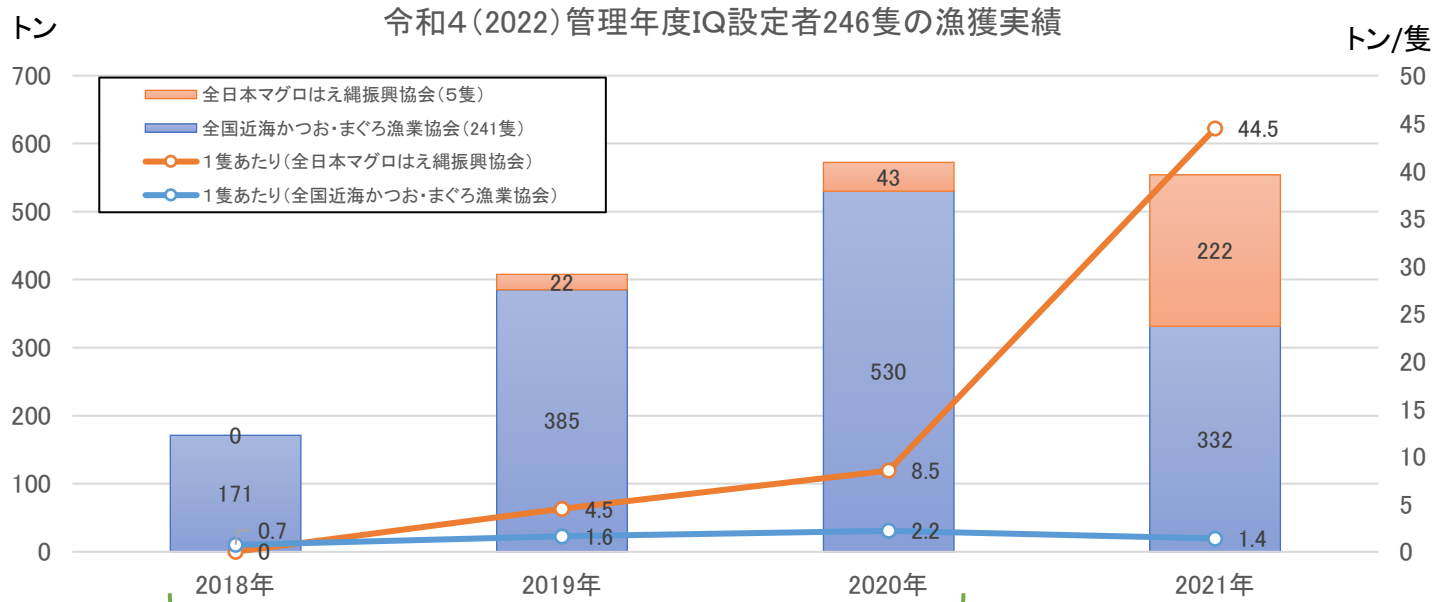
- 総量管理の下での試験的なIQ管理の実施にあたり、（一社）全国近海かつお・まぐろ漁業協会及び（一社）全日本マグロはえ縄振興協会に対し、各団体が取組の根拠とすべき配分数量を水産庁から通知。その結果、試験的IQ管理期間の漁獲実績は以下のとおり。

試験的IQ管理期間（令和3（2021）管理年度4～12月）の漁獲実績

	隻数	配分数量 (大臣管理漁獲可能量)	漁獲実績 (4～12月合計)
かつお・まぐろ漁業（4～12月）	247隻	488.400t (491.400t)	478.739t
（一社）全国近海かつお・まぐろ漁業協会	242隻	477.167t	295.529t
（一社）全日本マグロはえ縄振興協会	5隻	11.233t	183.210t



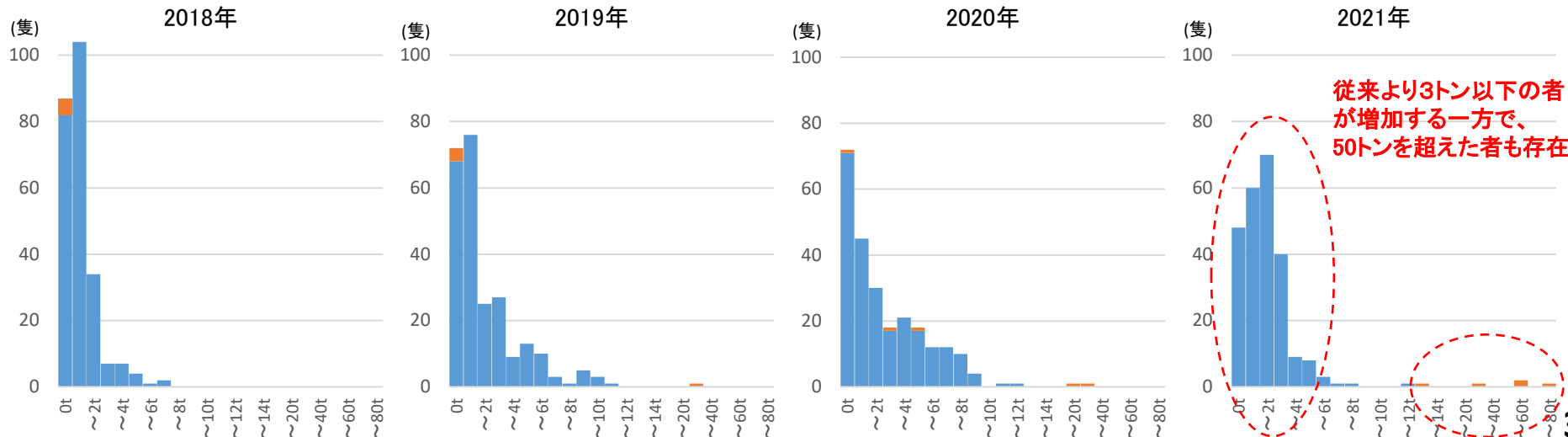
(参考) 各年の漁獲実績の推移



2022~2023年のIQ設定に反映(70%)

2024年以降のIQ設定の際に
どのように取り扱うか？

令和4(2022)管理年度IQ設定者246隻の漁獲量階層別の隻数分布



(参考) 令和6(2024) 管理年度以降の実績割りの案(前回提示)

設定基準案

考え方

1) 現行の設定基準と同様

案① 2020～2022年の直近3か年の漁獲実績の合計を用いる

直近3管理年度の漁獲状況を反映する(現在の設定基準と同様の考え方)。

2) 2021年の漁獲実績を除く、複数年の漁獲実績の合計

案② 2020年、2022年の2か年の漁獲実績の合計を用いる

直近3管理年度のうち試験的IQに取り組んだ者とそうでない者が混在するという2021年の実績を除いた2管理年度の漁獲実績を考慮する。

案③ 2019年、2020年、2022年の3か年の漁獲実績の合計を用いる

試験的IQに取り組んだ者とそうでない者が混在するという2021年の実績を除いた直近3管理年度分の漁獲実績を考慮する。

3) 2021年を含めた直近5か年の最大の漁獲実績・漁獲割合を考慮した配分

案④ 2018～2022年の直近5か年のうち、最大の漁獲実績を用いる

漁場形成の変化や漁獲に係る制約などがあったと考えられる過去5管理年度のうち、各船舶のくろまぐろの最大の漁獲実績に考慮した配分を行う。

案⑤ 2018～2022年の各年のTACに対する漁獲割合のうち最大年の割合を用いる

案の④の考えに加え、毎年TACが変動することを踏まえ、各年のTACに対する各船舶のくろまぐろの漁獲実績の割合に考慮した配分を行う。

2 - 1. 前回の水産政策審議会における両団体からの意見について

【(一社)全日本マグロはえ縄振興協会からの意見】

- 2021年の漁獲は、大臣管理漁獲可能量の枠内で各船が各々漁獲能力に応じて漁獲を行ったことによるものであるため、令和6管理年度以降における漁獲割当割合の設定基準については、原則どおりそれら漁獲実績をもとにして策定されるべきであると考えます。
- 過去3年間の漁獲実績を用いるのなら、3年間かそれ以上の長い予告期間があつてしかるべきである。試験的IQに係る水産庁からの説明は一方的であつた。
- 漁獲データが資源評価の推定に役立つというのはあくまで結果であり、漁業者は資源動向の推定に役立つように漁業をしているわけではない。

【(一社)全国近海かつお・まぐろ漁業協会からの意見】

- これまでに経験のないIQ管理に少しでも慣れるため試験的IQを実施したが、結果として2021年の漁獲実績はバイアスがかかったものとなっていることから、令和6管理年度以降における漁獲割当割合の設定基準からは除外すべきである。
- 我が国での漁獲配分については、各漁業種類の漁業関係者の長年にわたる漁獲実績が反映されているものと理解している。
- くらまぐろの資源管理の取組については団体内でも不平不満や不信感が根強く渦巻いているのは確かであるが、漁業者に対し丁寧に説明をし、理解を求め取り組んできた。くらまぐろの資源量が13万トンの回復目標に達するまでは頑張らないといけない。

2-2. 前回の水産政策審議会における委員からの意見について

【IQ管理が登場した歴史的経緯や、IQ管理と従来の自主的管理との相違点(田中委員)】

- 自由主義のアメリカやカナダでは、漁期の開始時期のみを決めて水産資源の管理を行った結果、各船舶が漁獲競争に負けじと漁船や漁具などに過剰な投資を行い、結果としてMSYを達成したときには利益率はほとんどなくなってしまったという過去がある。こうした無駄な投資を回避しつつ資源管理を行う方策の1つとして、経済学者から提案されたのがIQ管理であった。
- 水産資源を共同利用していくためには、協力関係が前提となるが、日本の社会では伝統的にこの自主管理というのがよく行われている。一方、IQ管理という管理手法は、関係者間での協力関係がない場合に意味を持つという点で、そうした従来の自主的管理と大きく異なる。

【IQ管理下での配分の際の原則となる考え方(田中委員)】

- 水産資源には限りがあり全員に分け与えることはできないことから、国内外を問わず漁獲実績に応じた配分が行われるケースが多い。
- 配分の計算方式には次のような原則がある。
 - ① 最近の漁獲状況を反映するために直近数年の漁獲実績を用いる。
 - ② 自然相手であるため、大漁・不漁が発生した場合など異常値となる漁獲実績は除く。
 - ③ 混獲が生じる漁業への配慮として均等割りを設け、残りを実績配分にする。
- 実績配分では、他国においても、導入されると聞いた漁業者が急に漁獲量を増やすという問題が生じている。

2-3. 前回の水産政策審議会における委員からの意見について

【資源回復の要因等について】

- くろまぐろの資源が回復したのは、既存の漁業者が漁獲を抑えて資源回復に努めた結果であって、新規参入した漁業者の功績ではない(堀内委員)。
- 資源管理の恩恵は、率先して管理を行った既存の漁業者が先に受けるべきであり、新規参入者ではない(堀内委員)。
- 漁業では限りある資源を持続的に利用していくことが重要であり、特に我が国の沿岸漁業では、関係者で決めたルールを遵守しながら資源を持続的に利用するという取組みを全国の浜で行ってきた(三浦委員)。

【両団体の話し合いについて】

- 私どもの地元では、クロマグロの枠について現役の組合員のわずかな枠や引退した漁業者の枠を集めて新規参入者に分け与えることをしている。同じ漁業種類なのだから、その配分をどうするか、両団体も話し合うなどしてお互い協力して欲しい(堀内委員)。
- 可能であれば、まずは両団体の間でよく話し合いをしてもらうことが重要ではないか(本間委員)
- お互いに経営を維持していこうというのであれば、冷静になって着地点を見つけてほしい(高橋委員)。
- 近かつと全マ協の所属船の規模が似ていることから話し合える状況にはあると思われるため、ぜひそうした努力をしてほしい(木村委員)。

2-4. 前回の水産政策審議会における委員からの意見について

【2021年の漁獲実績の扱いについて】

- 2021年の漁獲実績を除く複数年の漁獲実績の合計が望ましい(堀内委員)。
- 2021年は2つの団体が異なるルールに従って操業していたので、それをもとにして評価することは、不合理と考える(川辺委員)。
- 自主的IQ管理に取り組んできた者とそうでない者が存在した中で、その管理下での数字を使うということは自主的IQ管理に取り組んだ者が不利益を被ることとなるが、これは避けるべきと考える(三浦委員)。
- 2021年の漁獲実績を入れると、これまで資源管理に努力してきた漁業者の実績が勘案されなくなるので問題と考える(木村委員)。

【試験的IQを実施した水産庁に対する意見】

- 試験的IQに取り組む者とそうでない者が混在する状態の中で物事を進めてきた水産庁にもある程度の責任はある(本間委員)。

3 - 1. 令和6（2024）管理年度以降の実績割りについて ＜令和3年の漁獲実績の取扱いに関する考え方＞

- 漁獲割当割合の設定は、公平かつ合理的に行われる必要があることから、あらかじめ、漁獲割当割合の設定基準を定め、当該基準に基づいて漁獲割当割合を設定することとされており、この基準を定める際の勘案事項は、次のとおりとされている。
 - ・船舶等ごとの漁獲実績（漁業法第17条第3項）
 - ・船舶の総数又は総トン数（漁業法施行規則第5条第1号）
 - ・採捕する者の数、その採捕の実態又は将来の見通し（同規則第5条第2号）
 - ・漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数（同規則第5条第3号）
- 令和6管理年度以降の漁獲割当割合の設定基準の策定において、上記勘案事項のうち「船舶等ごとの漁獲実績」に関し、試験的IQを行った令和3年の漁獲実績をどのように取り扱うかについて、前回の審議会において議論（統計学的な分析や漁業関係者の意見聴取を含む）が行われたところ。
- 当該議論を踏まえ、検討を進めた結果を整理すると次ページのとおり。



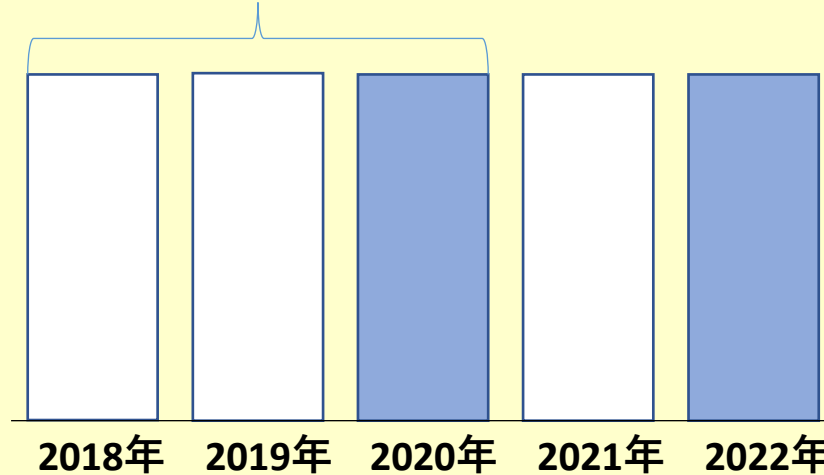
3-2. 令和6(2024)管理年度以降の実績割りについて ＜令和3年の漁獲実績の取扱いに関する考え方＞

- 令和3(2021)年に実施した試験的IQは、先取り競争の抑制及び漁獲中断の防止効果があったほか、かつお・まぐろ漁業における令和4年からの漁業法に基づくIQ管理への円滑な移行に寄与するなど、取組の意義はあった。
- 一方で、あくまで漁業者による自主的な取組であったことから、試験的IQに取り組んだ者とそうでない者が混在した状況となった。その結果、事実上異なるルール(IQ管理と総量管理)の下で操業を行う漁業者が混在した状態となるとともに、令和3年に試験的IQに取り組んだ団体の漁獲量は、そうでない団体の漁獲量と比較して特異な形で抑制された結果となった。
- このような状況を考慮すると、令和3年の漁獲実績を、令和6年以降の漁獲割当割合の設定において用いることは、公平性・合理性あるいは資源管理の推進の観点から、適切ではないと考える。
- このため、前回会合で提示した案②又は案③を軸に(P.11,12参照)、今後、以下についても検討し、令和6年以降の漁獲割当割合を設定していくこととしたい。
 - 設定に用いる漁獲実績の具体的な年/期間(現行は3年)
 - 均等割りと実績割りの配分(現行の設定基準は、均等割り30%、実績割り70%)
 - 漁獲割当割合の有効期間(現行の設定基準は、2年間(令和4-5管理年度))
 - 一定の年数くろまぐろの漁獲実績のない船舶に対する配分の在り方について 等

(参考) 令和6管理年度以降の実績割りの案 (前回提示)

●案② 2020年、2022年の2か年の漁獲実績の合計を用いる

※現在の漁獲割当割合の設定基準のうち実績割りで用いている漁獲実績



(実績割りの方法)

- 2020年、2022年の総漁獲実績に対する個々の船舶の総漁獲実績の割合を基に按分。

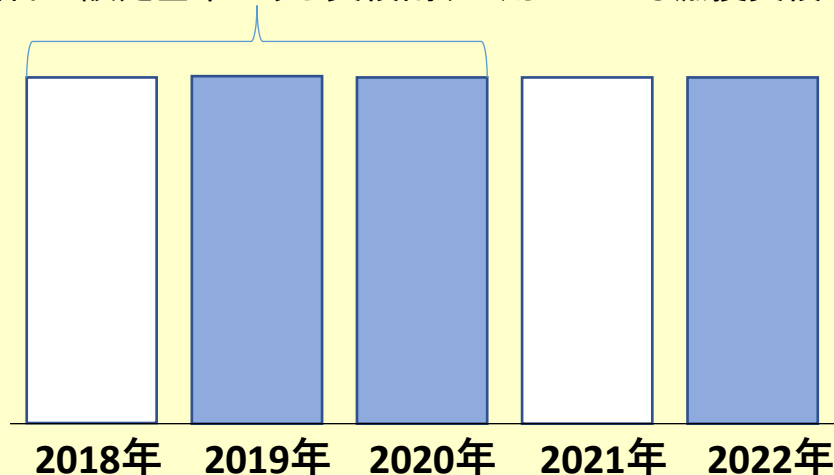
(考え方)

- 2021年の実績は、試験的IQに取り組んだ者とそうでない者が混在するという状況下での実績であることを考慮し、用いない。
- 将来的には漁獲割当管理区分下での漁獲実績のみを勘案することになることを踏まえ、漁獲割当管理区分下での漁獲実績も反映させている。

(参考) 令和6管理年度以降の実績割りの案 (前回提示)

●案③ 2019年、2020年、2022年の3か年の漁獲実績の合計を用いる

※現在の漁獲割当割合の設定基準のうち実績割りで用いている漁獲実績



(実績割りの方法)

●2019年、2020年、2022年の総漁獲実績に対する個々の船舶の総漁獲実績の割合を基に按分

(考え方)

- 案①と同様、3か年分の実績を勘案しつつも、2021年の実績は、試験的IQに取り組んだ者とそうでない者が混在するという状況下での実績であることを考慮し、用いない。
- 将来的には漁獲割当管理区分下での漁獲実績のみを勘案することになることを踏まえ、漁獲割当管理区分下での漁獲実績も反映させている。